

静岡県告示第223号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号並びに別表第3（に）欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値を決定し、令和5年3月31日から施行する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

区域	市	指定区域及び数値
東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（菊川市の一部）	菊川市	市の計画図表示の区域及び数値

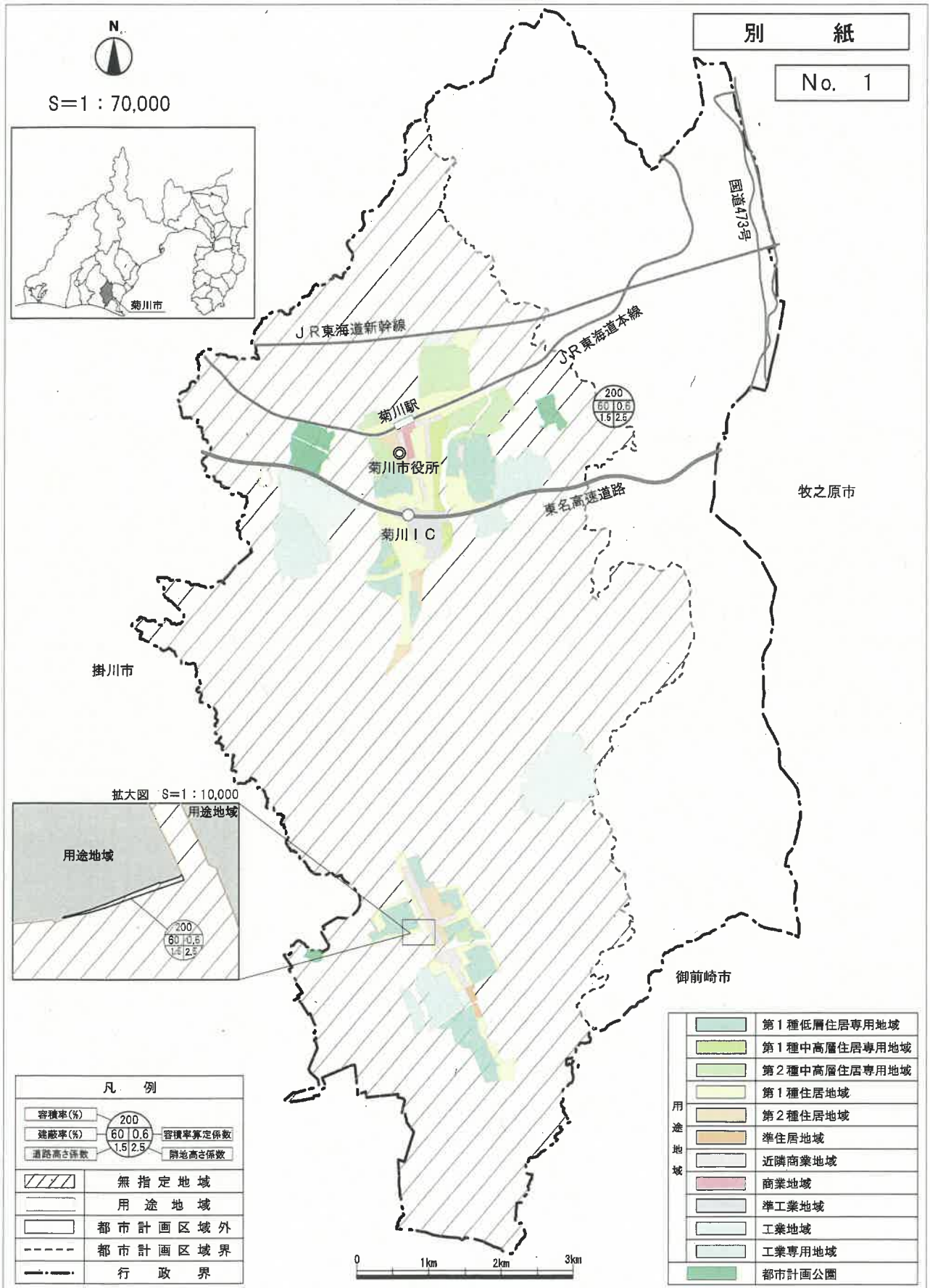
（図面は静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び菊川市に備え置いて一般の縦覧に供する。）

東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内（菊川市の一部）における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

計 画 図

別 紙

No. 1



S=1 : 70,000

拡大図 S=1 : 10,000



凡 例	
容積率(%)	200
建蔽率(%)	60   0.6
道路高さ係数	1.5   2.5
容積率算定係数	
隣地高さ係数	
	無指定地域
	用途地域
	都市計画区域外
	都市計画区域界
	行政界

用途地域	指定
第1種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
都市計画公園	



東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内（菊川市の一部）における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

別紙

No. 2



付点	付点の説明
1	都市計画道路青葉通り横田線南側境界線と一般河川牛淵川西側境界線との交点
2	一般河川牛淵川西側境界線と旧都市計画道路青葉通り横田線南側境界線との交点
3	旧都市計画道路青葉通り横田線南側境界線と都市計画道路青葉通り横田線南側境界線との交点
4	都市計画道路青葉通り横田線南側境界線と旧都市計画道路青葉通り横田線南側境界線との交点

界線	界線の説明
1-2	1と2を結ぶ直線
2-3	2から3を結ぶ旧都市計画道路青葉通り横田線南側境界線
3-4	3と4を結ぶ直線
4-1	4から1を結ぶ都市計画道路青葉通り横田線南側境界線

凡例	
容積率(%)	200
建蔽率(%)	60   0.6
道路高さ係数	1.5   2.5
容積率算定係数	
隣地高さ係数	
	建築物形態規制指定区域
	用途地域界
	大字界
	字界
	横田
	大字名
	字下堀
	小字名
	第一種低層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域

